

民間資金等活用事業推進委員会総合部会検討会（概要）

日 時：平成 21 年 9 月 10 日（木）10：00～12：00

会 場：中央合同庁舎第 4 号館 1214 特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、宮本委員、
今道専門委員、小幡専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、美原専門委員
赤羽弁護士、江口弁護士、名執法務省矯正調査官、野村清水建設株式会社投資開
発本部上席マネージャー、水野総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長、
吉田国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

事務局：小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、吉田補佐、瀬戸山上級政策調査
員

議事概要：

（1）PFI 事業契約の条項例について

事務局より、資料 1、資料 2 の追加部分等について説明。委員からの主要な意見は下記の通り。

【事業者帰責の任意解除と違約金について】

・（A 出席者）事業が途中で解除された場合に、事業費・施設整備費を事業者に支払う際の利息の再計算に係るスプレッドの扱いについては、発注者帰責の場合はスプレッド分も含めて支払うが、幅広いリスク分担という観点から事業者帰責の場合はスプレッド分を支払わないこととしている。

・（C 委員）スプレッドの具体的な定義は何か。

・（B 専門委員）スプレッドは、民間事業者が基準金利に上乘せするすべてのものである。各事業者によって違いはあるが、金融機関からの第三者調達金利と SPC の事務経費分をあわせて、民間事業者から発注者に提示する。内訳としては、第三者調達金利がかなりの部分を占める。

・（C 委員）金利差がスプレッドであるなら、スプレッドは乗数である。それでは被乗数は、実際に資金負担として発生する額か、それとも契約上の想定される額か、どう規定しているのか。

・（部会長）この問題については、整理して具体的な例をあげ、次回事務局から報告してもらうこととする。

・（I 出席者）事業者責任で契約が解除される際の清算について、民間側にとっては不合理に感じるころはあるが、利益について明示的に議論されるようになったことは一つの進歩である。

・（B 専門委員）事業者の責任において契約解除した場合の違約金については、維持管理費の残額の一定割合ではなく、維持管理費の年額の一定割合などで規定するのが望ましい。

・（F 出席者）当初の PFI 契約では、違約金が維持管理費の残額の一定割合と規定されているものが多かったが、これは事業者側が早期に契約解除することへのディスインセンティブという性質をもたせたためである。

・(J 委員) 通常の仕様発注であれば、契約保証金は施設整備費の 10% であれば十分だが、性能発注で完工前や維持管理段階で解除した場合に、違約金が施設整備費や維持管理費の 10% で十分かどうかは、議論があるところ。

・(A 出席者) 利用者である国民に迷惑を被らせないためにも、意欲・能力のある事業者に入札参加してもらい、事業を継続してもらうことが一番重要なこと。

・(B 専門委員) 違約金というペナルティでなく、事業継続へのインセンティブも考えるべき。たとえば、入札の時に予定価格の算定根拠や内訳を提示してもらえれば、維持管理・運営段階でも利益を上げる仕組みが構築でき、ペナルティを厚くしなくてもうまく回るようになるだろう。

【管理者帰責の任意解除と逸失利益について】

・(E 専門委員) 住民投票で政策変更した場合に、自治体が逸失利益を含めた損害賠償をする際の根拠となるように、得べかりし利益についても何らかの記述をしたほうがよい。

・(F 出席者) 土地収用の場合は、損失補償として、公共側が契約関係のない人に対して転業に必要な費用を 3 年から 4 年支払うが、PFI 契約の場合は、公共側と民間側が契約関係にある。住民投票等で公共側が契約解除したときに支払う損害賠償額が、契約関係のない損失補償と同様の範囲でいいのかどうかというのは一つの論点。また、公共側の債務不履行で契約が解除となった場合は、公共側が損害賠償を支払うが、逸失利益の範囲が通常より大きくなることも考えられる。

・(G 委員) 契約関係にあるケースとないケースで逸失利益の額が変わるのか。

・(F 出席者) 一概には言えないが、損失補償のケースと長期にわたって契約関係を結んでいる場合とで、支払う額が同様であるのは事業者側にとって厳しいのではないか。

・(D 出席者) あらかじめ逸失利益を契約の中で規定することは可能であり、例えば残存期間の利益率を 10% と規定することで予見可能性も非常に広がる。一方で予め決めることが適当であるかは一概にはいえず、実際には難しい。

・(H 専門委員) 民間事業者は事業価値を創出しているという概念を規定すれば、公共側が支払うのは逸失利益でなく市場価値ということとなり、お互いの理解が得られることになるのではないか。

・(C 委員) あらかじめ契約書で、公共側が選定事業者側に支払う額を一律に残存期間の一定のパーセンテージとすることは合理的でない。契約には、選定事業者が公共側に損害賠償を請求できる根拠を掲示しておけばよい。

・(A 出席者) 逸失利益の扱いについては判例でも確定しておらず、契約書に書くことは難しいのが現状。

【その他】

・(E 専門委員) 条項例案第 36 条については、国家賠償法第 2 条との関係があるので書き方に注意した方がよい。

・(B 専門委員) 資料 2 - 13 - 8 の図は、事業者側の責任において契約解除した場合はあてはまらず、誤解を招きやすい。条項例案第 37 条 4 項の規定は、応急措置的な維持管理を民間事業者が継続するケースであることが想定されるので、その趣旨がわかるように規定してほしい。

次回の総合部会では、これまでの議論を基に修正された条項例案を議論することとした。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681